

受付印	家事審判申立書 事件名(養子縁組の承諾をする) についての同意に代わる許可	
	(この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)	
	印 紙	
	(貼った印紙に押印しないでください。)	
収入印紙	円	
予納郵便切手	円	
予納収入印紙	円	

準口頭	関連事件番号	平成・令和	年(家)第	号
-----	--------	-------	--------	---

<input type="radio"/> <input type="radio"/> 家庭裁判所 御中 令和 <input type="radio"/> 年 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	甲山 花子	
---	-----------------------------	-------	--

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) 申立人・養親となるべき者の戸籍謄本(全部事項証明書)、養子となるべき者の戸籍謄本(全部事項証明書)、 同意権者の戸籍謄本(全部事項証明書) 各1通
------	--

申立人	本籍(国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都道 〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 府(県)
	住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇町〇番〇〇号 () 方
	連絡先	〒 - 電話 () 方 (注:住所で確実に連絡できるときは記入しないでください。)
	フリガナ氏名	コウヤマ ハナコ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 甲山 花子 平成 〇〇 (〇〇 歳) 令和
	職業	会社員
※ 未成年者	本籍(国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都道 〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 府(県)
	住所	〒 - 電話 () 方 上記申立人と同じ
	連絡先	〒 - 電話 () 方
	フリガナ氏名	ヘイカワ ハルコ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 丙川 春子 平成 〇 (〇 歳) 令和
	職業	小学生

(注) 太枠の中だけ記入してください。

※の部分は、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。
別表第一 (1/3)

※ 同意権者である父母	本籍	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 〇〇 都 道 府 (県) 〇〇市〇〇町〇番地
	住所	〒 〇〇〇- 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇アパート〇号 (方)
	フリガナ氏名	オツノ タロウ 乙野 太郎 大正 昭和 〇年 〇月 〇日生 平成 (〇〇 歳)
※ 養親となるべき者	本籍	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都 道 府 県 上記申立人と同じ
	住所	〒 - 上記申立人と同じ (方)
	フリガナ氏名	コウヤマ イチロウ 甲山 一郎 大正 昭和 〇年 〇月 〇日生 平成 (〇〇 歳)
※	本籍	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都 道 府 県
	住所	〒 - (方)
	フリガナ氏名	大正 昭和 年 月 日生 平成 (歳)
※	本籍	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都 道 府 県
	住所	〒 - (方)
	フリガナ氏名	大正 昭和 年 月 日生 平成 (歳)

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、申立人、相手方、法定代理人、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。

申 立 て の 趣 旨

申立人が、丙川春子に代わって、甲山一郎（養親となるべき者）との縁組の承諾
をすることを許可するとの審判を求める。

申 立 て の 理 由

- 1 私は、未成年者の親権者母です。他に未成年者の親権者はいません。
- 2 離婚に際して、私が未成年者の単独親権者となりましたが、その後、令和〇年
に、私が両親の介護に追われるようになったことなどから、未成年者の監護者を
未成年者の父とする調停が成立し、未成年者は父と共に生活するようになりました。
介護の問題が解決してほどなく、未成年者が「やっぱりお母さんと一緒に住
みたい。」と言い出したため、再び私と共に生活するようになり、その後、私が
養親となるべき者と結婚した令和〇年以後は、私と養親となるべき者が未成年者
を実際に監護しています。
- 3 未成年者の父は、私が再婚してからは、未成年者と交流を持とうとせず、未成
年者の養育費も支払っていません。
- 4 未成年者は、養親となるべき者に懐いており、養親となるべき者も未成年者を
養子とすることを希望しています。養親となるべき者は、収入も安定しており、
未成年者の教育、生活に必要な費用の大半を負担しています。
- 5 未成年者と養親となるべき者とを縁組するため、未成年者の父に縁組の同意を
求めましたが、私の再婚への不満から同意してもらえず、本件申立てをしました。